

ID: 665

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	浄化槽清掃業の許可の取消し等		
法令名 根拠条項	浄化槽法 第41条第2項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
【基準】 法第41条第2項の規定による。 (指示、許可の取消し、事業の停止等) 第41条 2 市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなつたとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1) 第12条第2項の命令に違反したとき。 (2) 不正の手段により第35条第1項の許可を受けたとき。 (3) 第36条第2号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなつたとき。 (4) 第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (5) 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日